

議案第18号 大津市伊香立環境交流館条例を廃止する条例の制  
定について

議案第18号 大津市伊香立環境交流館条例を廃止する条例の制  
定についてご説明いたします。

資料の2ページをお願いいたします。

廃止する条例は、大津市伊香立環境交流館条例です。

廃止する施設は、大津市伊香立環境交流館であり、平成5年（約3  
4年経過）に竣工し、鉄筋コンクリート造の2階建てで延床面積は、  
725.53平方メートルです。1階に事務所、会議室、和室、児童  
クラブがあり、2階にホールと倉庫があります。利用時間は9時から  
22時、休館日は月曜日、祝日、年末年始となっています。廃止年月  
日は、令和8年4月1日です。

3ページをお願いいたします。

条例を廃止するに至った経緯についてご説明いたします。当施設  
はリサイクル意識の高揚と地域コミュニティの活性化を図るために  
設置された施設であり、主に貸館業務を行っています。しかしながら、  
リサイクル意識の高揚については、リサイクルセンター木戸及び環

境美化センターを拠点として啓発の場を整えたことや、地域コミュニティ活性化の機能については、老朽化のために建替える新伊香立市民センターに、交流館 2 階ホールと同等規模の多目的室を設け、機能を集約することから、市全体の公共施設マネジメントの観点も鑑みて、当施設は役割を終えるものとして廃止するものです。

なお、新市民センター機能の複合化は伊香立学区の要望事項であります。

4 ページをお願いいたします。

廃止する施設の所在位置についてご説明いたします。交流館は大津市伊香立下在地町に位置し、場所は図中の赤線で囲った部分です。

拡大図には、現在の伊香立市民センターも図示しております。

5 ページをお願いいたします。

地域コミュニティ活性化の機能集約についてご説明いたします。交流館 2 階ホールと同等規模の多目的室を新伊香立市民センターの 1 階に設け、交流機能を集約いたします。新伊香立市民センターの多目的室は、資料の赤線で囲った部分です。

以上のことから、令和 8 年 4 月 1 日付で大津市伊香立環境交流館条例を廃止する条例の制定をお願いするものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。